

産業医の選任要件

現在の労働安全衛生法第13条第2項では、「産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない」となっています。「厚生労働省令で定める要件を備えた者」とは、つぎの4者です。

- (1) 労働者の健康管理等を行うのに必要な、医学に関する知識についての厚生労働大臣が定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、または産業医科大学の産業医学基本講座）を修了した者。
- (2) 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者。
- (3) 大学において、労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者。
- (4) 平成10年9月30日現在において、産業医としての経験が3年以上ある者。

以上のことから、日本医師会認定産業医の申請を希望される方は、つぎの事項をご参照ください。

新規に日医認定産業医を申請するまでの研修

- (1) 日本医師会産業医学基礎研修（①②③の50単位が必要）

①前期研修 14単位

- | | |
|------------|-----|
| ・総論 | 2単位 |
| ・健康管理 | 2単位 |
| ・メンタルヘルス対策 | 1単位 |
| ・健康保持増進 | 1単位 |
| ・作業環境管理 | 2単位 |
| ・作業管理 | 2単位 |
| ・有害業務管理 | 2単位 |
| ・産業医活動の実際 | 2単位 |

②実地研修 10単位

③後期研修 26単位

(2) 自治医科大学・産業医科大学の集中講座

※前述の(1)(2)いずれかを受講(修了)すると、研修最終受講日から5年以内に1回に限り申請が可能。

日医認定産業医更新を申請するための必要単位

[生涯研修]

日医認定産業医の更新には、認定有効期限までに、生涯研修(産業医学研修手帳参照)のなかの更新研修、実地研修、専門研修についてそれぞれ最低1単位以上を取得し、合計20単位以上が必要。

留意事項

- ◎新規に日医認定産業医申請時の必要単位数50単位を取得されたら、左記部会までご連絡ください。日医への申請書等を送付します。
- ◎本会が主催する基礎研修(実地・後期)および生涯研修(更新・実地・専門)については、その都度、本誌等でご案内いたします。生涯研修の受講対象は、すでに日医認定産業医を取得した方です。
- ◎他府県の医師会や関係機関が行う講習会でも、単位が取得できます。『日本医師会雑誌』等でご確認ください。ただし、参加が可能かどうかを、必ず主催者等へ事前にお問合せください。

問合せ先

奈良県医師会産業医部会(担当:真鍋・東峯)

TEL 0744-22-8502